

2021年4月23日

経済法令研究会

『銀行業務検定試験 税務4級問題解説集 2021年3月受験用』

追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2021年3月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2021年6月1日以降に銀行業務検定試験「C B T 税務4級」を受験する際の一助となるよう、2021年度税制改正のポイントについて、お知らせするものです。

記

2021年度税制改正のポイント

【所得税】

● 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外（従業員）の退職金（短期退職手当等）についても、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しないこととされた（2020年分以後の所得税について適用）。

● 住宅借入金等特別控除の特例の延長等

住宅借入金等特別控除の控除期間13年の特例が延長され、一定の期間に契約し、2021年1月1日から2022年12月31日までに居住の用に供した場合に対象とされる。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とされる。

● 確定申告不要制度の拡充

2022年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について、所得税の額

が、配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、または控除しきれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出を要しないこととされた。

【相続税・贈与税】

● 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

2021年4月以降の非課税限度額が、2020年度の非課税限度額（最大1,500万円）まで引き上げられた。また、2021年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税については、受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上に引き下げられた（改正前：所得要件2,000万円以下、面積要件（下限）50㎡以上）。

● 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

2021年4月1日以後に贈与者から取得した教育資金について、①贈与から贈与者死亡の日までに経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高の相続財産への加算、②受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る「相続税額の2割加算」の適用等の見直しが行われ、適用期限が延長（2023年3月31日まで）された。

● 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

2021年4月1日以後に贈与者から取得した結婚・子育て資金について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に「相続税額の2割加算」が適用される。また、2022年4月1日以後に贈与者から取得する結婚・子育て資金については、受贈者の年齢要件の下限が引き下げられ、「20歳以上50歳未満」から「18歳以上50歳未満」となる等の見直しが行われ、適用期限が延長（2023年3月31日まで）された。

【法人税】

中小企業者等の法人税の軽減税率（税率15%）の特例の適用期限が2年延長（2023年3月31日までの間に開始する各事業年度）された。

以上